

郡山市文化観覧施設フリーパス実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、郡山市開成館、郡山市こおりやま文学の森資料館、郡山市ふれあい科学館、大安場史跡公園ガイダンス施設及び郡山市立美術館（以下「文化観覧施設」という。）を観覧することができる郡山市文化観覧施設フリーパス券（別記様式。以下「フリーパス券」という。）を発行することにより、文化観覧施設及びその展示物に関する理解を深めてもらうとともに様々な機会を通じ、文化観覧施設の宣伝普及活動を要請し、もって、本市の文化振興に資することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 市長は、次に掲げる者にフリーパス券を交付することができる。

- (1) 郡山市フロンティア大使
- (2) 文化観覧施設の案内等ボランティア
- (3) 市長が特に認めた者

(手続)

第3条 フリーパス券の交付を受けた者は、文化観覧施設において有料箇所を観覧する際には、フリーパス券を職員に掲示することにより、無料で当該有料箇所を観覧することができる。

(有効期限)

第4条 フリーパス券の有効期限は次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号及び第2号に掲げる者に交付するもの 当該職にある期間
- (2) 第2条第3号に掲げる者に交付するもの 1年

2 有効期限を経過したフリーパス券は速やかに市長に返還しなければならない。

(協力要請)

第5条 市長は、フリーパス券の交付を受けた者に、様々な機会に文化観覧施設の宣伝普及を行うよう協力を要請するものとする。

(使用制限)

第6条 フリーパス券は、交付を受けた者以外は使用することができない。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年3月8日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の規定に基づき交付されているフリーパス券は、改正後の要綱の規定にかかわらず、有効期限まで使用することができる。

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の規定に基づき交付されているフリーパス券は、改正後の要綱の規定にかかわらず、有効期限まで使用することができる。

別記様式（第 1 条関係）

← 91mm →	
郡山市	郡山市文化観覧施設 フ リ ー パ ス 券
(写 真)	有効期限
	(有効期限最終日) まで
	(ボランティア名)
	(氏名)
	↑ 55 m m ↓

- 備考 1 デザイン等については、その都度定める。
- 2 写真は、首から上を正面から撮影したものであること